

介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 哺育会が開設する介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名、指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適性の運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な居宅サービス計画を作成し提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 本事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行なわれるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう努めるものとする。さらに利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、横須賀市西部地区（注1）等の他の居宅介護支援事業者、介護福祉施設等との連携に努めるものとする。

(名称、所在地)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設ハートケア湘南・芦名
- 2 所在地 横須賀市芦名1-16-12 介護老人保健施設ハートケア湘南・芦名内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(令和4年6月1日現在)

- 1 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の事業全般を総括し、事業運営について責任を負う。

- 2 介護支援専門員 2名以上(常勤)

介護支援専門員は、種類、内容等を定めた居宅サービス計画の作成及び計画された居宅サービスの提供が確保出来るようサービス事業者、その他の関係者との連絡調整、介護保険施設等の紹介を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする

- 1 営業日 日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く毎日
- 2 営業時間 月曜日～土曜日（祝日含む） 午前9時～午後5時30分
ただし、営業日及び営業時間外の対応は緊急の場合は、連絡を受けた職員が、管理者もしくは介護支援専門員に連絡をとる。
*（24時間 連絡体制）

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条

居宅介護支援の提供方法及び利用料は次の通りとする。

- (1) 利用申込受理
 - (2) 利用者の希望をもとに、利用者の理解を得た居宅サービス計画を作成する。
尚、課題分析方法は23標準課題分析項目方式を使用する。
 - (3) 居宅サービス計画の原案の内容を利用者に説明し同意を得る。
 - (4) 居宅サービス計画の作成にあたり、サービス担当者会議を開催、担当者に対して、照会等を行い、専門的な見地からの意見を求めることとする。
 - (5) 居宅サービス計画を作成した際には、利用者等に交付を行う。
 - (6) サービス実施地域を考慮し、提供困難な場合は他の居宅介護支援事業者を紹介する。
 - (7) 要介護認定申請に関する援助
- 2
- (1) 居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準による。
 - (2) 但し、本人負担分は無い。
 - (3) 次条に掲げる通常の事業地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
公共交通機関を利用した場合は、公共交通機関の利用料金の実費
自動車を利用した場合、10キロメートルごとに100円

(通常の事業の地域)

第7条

通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

横須賀市西部地区（注1）

(緊急時の対応方法)

第8条

居宅介護支援事業所が、営業時間外でも、利用者から緊急の連絡があった場合には、担当介護支援専門員が各自携帯にて連絡を取り、速やかに対応するとともに、管理者にもその対応を報告し、記録に残しておく。

(相談・苦情・ハラスメント対応)

第9条

- 1 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者やそのご家族当からの要望、苦情、ハラスメント等に対して、迅速に対応し記録する。
- 2 利用者からの苦情に関して市町村、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、居宅サービス計画に位置付けた介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関しても利用者に、必要な援助を行う。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 前項の事故及びその事故に際して取った措置について記録する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第11条

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し他に漏らさない。
- 2 過去に従業者であった者についても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に入れ、守秘義務を徹底する。
- 3 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第12条

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止を防止する為、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 母体である介護老人保健施設が定期的開催する虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)に参加し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 2 母体である介護老人保健施設が策定した虐待防止の為の指針を共有する。
- 3 母体である介護老人保健施設が実施する虐待を防止するための敵的な研修に参加する
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(事業継続計画)

第13条

- 1 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第14条

- 1 感染症が発生し、またまん延しないように、母体である介護老人保健施設が策定した感染症の予防及びまん延防止の為の対策を指針を共有する。
- 2、母体である介護老人保健施設が定期的に開催するの感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）に参加し、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 3 母体である介護老人保健施設が実施する感染症の予防及びまん延防止の為の研修に参加する
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他の運営についての留意事項)

第15条

- 1 居宅介護支援事業所の運営は、横須賀市を始め、事業地域はもとより、地域外の行政機関、介護保険事業所、医療機関等の関係機関、関係者との連携をはかりながら行う。
- 2 介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。公共機関、関係団体の研修に最低年2回参加するものとする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で了解を得る。
- 4 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに行う。
- 5 提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情には、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に従い迅速に対応する。
- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当り、特段の事情の無い限り、少なくとも1ヶ月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、1ヶ月に1回は実施状況の把握の結果を記録する。
- 7 ハラスメント対策のための方針の明確化など必要な措置を講ずる。

第16条

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、運営方針に則り、医療法人社団哺育会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

注 1

横須賀市西部地区

町名 長井、御幸浜、林、須軽谷、武、太田和、荻野、長坂、佐島、佐島の丘、芦名、秋谷、山科台、子安、湘南国際村

附則

この規程は平成13年7月1日から施行する。

この規程は平成14年9月1日から第4条、第5条、第9条の一部を変更する。

この規程は平成15年6月1日から第2条、第5条の一部、第6条の一部、第9条の一部、第10条の一部を変更する。

この規程は平成16年6月1日から第4条の一部を変更する。

この規程は平成16年12月1日から一部変更して施行する。

この規程は平成16年6月1日から第4条の一部を変更する。

この規程の一部を改定し平成23年4月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成26年1月1日より施行する。

この規程の一部を改定し平成26年7月1日より施行する。

この規程の一部を改定し令和4年6月1日より施行する。

この規程の一部を改定し令和6年4月1日より施行する。